

雪崩や豪雨等の災害に強い幹線道路ネットワークの 早期整備を求める意見書

国道48号は、山形県と宮城県を直結し、物流、観光、地域経済の動脈として欠かせない極めて重要な幹線道路である。

本年1月31日に、国道48号の宮城県仙台市青葉区作並付近において雪崩が発生し、全面通行止めが約62時間、その後も片側交互通行が約26時間続き、宮城、山形間の交通は大きな迂回を余儀なくされ、物流や地域経済をはじめ通勤、通学、観光、レジャーなど各方面に大きな影響があったところである。この区間は、昨年2月15日にも雪崩が発生し、10日間にわたり通行止めとなっており、2年連続で安全な通行が確保できない状況になったことは、両県民に大きな不安を与えている。

また、山形県の内陸地域と庄内地域を結ぶ県土一体化に不可欠な国道47号と国道112号は、相互に補完し、県内の物流、観光、産業・経済の大動脈として、重要な幹線道路ネットワークである。

本年2月11日に、国道112号の月山道路区間においても雪崩が発生し、5日間にわたり全面通行止めとなったことは、住民生活はもとより、観光や経済活動等への影響のみならず、県民に多大な不便と不安を与えている。国道112号の月山道路は、過去に平成23年に雪崩で8日間、平成16年に地すべりにより7日間にわたり全面通行止めとなっている。また、平成25年7月には豪雨により国道112号とともに国道47号も通行不能となり、内陸と庄内が半日間も分断されたことは、現在も県民の記憶に新しいものである。

加えて、本年2月21日に、東北地方内陸部を縦貫し福島県及び秋田県をつなぐ国道13号において、秋田県湯沢市上院内地内で雪崩が発生し、延長約7km区間で4日間にわたり全面通行止めとなり、広域的な迂回を余儀なくされたところである。

よって、国においては、本県の格子状骨格道路ネットワークを形成する国道13号、国道47号、国道48号、国道112号及び国道113号の安全な通行を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 冬期の安全・安心を確保するため、雪崩対策をはじめとした万全な雪寒対策を講じること。
- 2 一年を通して安全を確保する防災対策並びに線形不良区間の解消を図ること。
- 3 災害に強い幹線道路ネットワークの早期整備を実現するため、次の事業を着実に推進すること。
 - (1) 東北中央自動車道山形・秋田県境区間の別線による新規事業化
 - (2) 新庄酒田道路（国道47号）の早期供用、事業未着手区間の早期整備
 - (3) 国道48号における大雨等による事前通行規制区間の解消に向けた道路整備
 - (4) 東北横断自動車道酒田線「月山IC～湯殿山IC間」の事業化に向けた検討
 - (5) 新潟山形南部連絡道路の早期供用、事業未着手区間の早期整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 2月25日

衆	議	院	議	長	町	村	信	孝	殿
参	議	院	議	長	山	崎	正	昭	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
財	務	大		臣	麻	生	太	郎	殿
国	土	交	通	大	太	田	昭	宏	殿

山形県議会議長 鈴木 正 法